

東北地方整備局管内の建設業大臣許可業者における

建設業許可・経営事項審査申請の手引き

平成20年4月1日改訂版

国土交通省 東北地方整備局

建政部 計画・建設産業課

<目次>

I 建設業の許可について

1. 建設業許可の概要	1
2. 大臣許可の申請	3
【確認資料について】	4
◎建設業許可申請に係る確認資料について	6
【許可申請書と添付書類一覧】	8
3. 許可後の届出等について	4
4. 許可証明書の発行について	7

II 経営事項審査について

1. 経営事項審査の概要	10
2. 経営事項審査の申請	10
◎経営事項審査申請の際に必要な確認資料について	11
3. 経営事項審査の手数料	12
4. 経営事項審査の有効期間	12
5. 再審査の申立	13
6. 審査結果の閲覧	13

(参考)

・様式第2号「工事経歴書」の記載要領	14
・経営事項審査確認資料③の記載例	16

I 建設業許可について

1. 建設業許可制度の概要

建設業を営もうとする者は、軽微な建設工事のみを請け負って営業する場合を除き、請け負おうとする建設工事に対応する種類ごとに建設業の許可を受けなければなりません。(建設業法第3条、施行令第1条の2)

※「軽微な建設工事」とは

- 建築一式工事・・・ 工事1件の工事代金の額が1,500万円に満たない工事
または延べ面積が150㎡に満たない木造住宅工事
- その他の工事・・・ 工事1件の請負代金の額が500万円に満たない工事

建設業の許可と建設工事の種類

建設業の許可	
大臣許可と知事許可	大臣許可：2以上の都道府県に営業所を設置して建設業を営む場合 知事許可：1の都道府県のみ営業所を設置して建設業を営む場合
許可の区分 (一般建設業と特定建設業)	許可には「一般建設業」と「特定建設業」の許可があります。特定建設業者でなければ、発注者から直接受注した工事について、総額3,000万円（建築一式工事：4,500万円）以上の下請工事の契約を締結することができません。
建設工事の種類	土木一式工事、建築一式工事、大工工事、左官工事、とび・土工・コンクリート工事、石工事、屋根工事、電気工事、管工事、タイル・れんが・ブロック工事、鋼構造物工事、鉄筋工事、ほ装工事、しゅんせつ工事、板金工事、ガラス工事、塗装工事、防水工事、内装仕上工事、機械器具設置工事、熱絶縁工事、電気通信工事、造園工事、さく井工事、建具工事、水道施設工事、消防施設工事、清掃施設工事

※「営業所」とは

営業所とは、本店または支店若しくは常時建設工事の請負契約を締結する事務所をいいます。常時建設工事の請負契約を締結する事務所でない場合であっても、他の営業所に対し請負契約に関する指導監督を行う等建設業に係る営業に実質的に関与する事務所であれば、営業所に該当します。

また、常時建設工事の請負契約を締結する事務所とは、請負契約の見積り、入札、狭義の契約締結等請負契約の締結に係る実体的な行為を行う事務所をいい、必ずしもその事務所の代表者が契約書上の名義人であるか否かを問うものではありません。

【許可の有効期限について】

建設業許可の有効期限は5年間です。更新申請は有効期間満了の30日前までに手続きして下さい。

なお、更新にあわせて業種追加を申請しようとする場合には、原則として更新しようとする許可の有効期間が6ヶ月以上残っていることが必要です。

【許可基準の概要】

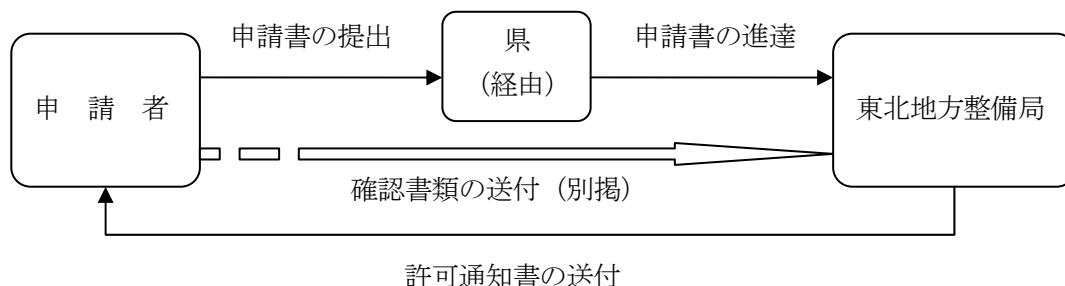
	一般建設業	特定建設業	
		指定建設業以外	指定建設業(*)
経営業務管理責任者 (法第7条第1号)	法人：常勤の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役またはこれらに準ずる者）のうち一人 個人：本人または支配人のうち一人 が以下のいずれかに該当することが必要です。 ・許可を受けようとする建設業に関し、5年以上経営業務の管理責任者としての経験を有していること。 ・許可を受けようとする建設業以外の建設業に関し、7年以上経営業務の管理責任者としての経験を有していること。 ・許可を受けようとする建設業に関し、経営業務の管理責任者に準ずる地位（使用者が法人である場合においては役員に次ぐ職制上の地位をいい、個人である場合においてはその本人に次ぐ職制上の地位をいう。）にあって経営業務を補佐した経験を有していること。		
営業所の専任技術者 (法第7条第2号) (法第15条第2号)	許可を受けようとする建設業ごとに以下のいずれかの要件を満たす専任の技術者をその営業所ごとに置くこと（現場における管理技術者等の資格要件と同じ） イ) 指定学科を卒業後 ①高等学校 5年以上 ②大学又は高等専門学校 3年以上の実務経験を有する者 ロ) 10年以上の実務経験を有する者 ハ) 国土交通大臣がイまたはロと同等以上と認定した者		
誠実性 (法第7条第3号)	法人である場合は当該法人・役員・政令で定める使用人が、個人である場合は本人または政令で定める使用人が、請負契約に関して不正または不誠実な行為をするおそれが明らかな者でないこと		
財産的基礎 (法第7条第4号) (法第15条第3号)	請負契約（軽微な建設工事を除く）を履行するに足る財産的基礎または金銭的信用を有していること 次のいずれかに該当すること イ) 自己資本の額が500万円以上であること ロ) 500万円以上の資金を調達する能力を有すること ハ) 許可申請前の過去5年間許可を受けて継続して営業した実績を有すること	請負代金の額が8,000万円以上のものを履行するに足る財産的基礎を有していること 次の全てに該当すること イ) 欠損の額が資本金の額の20%を超えていないこと ロ) 流動比率が75%以上であること ハ) 資本金の額が2,000万円以上であり、かつ、自己資本の額が4,000万円以上であること	イ) 1級国家資格者 ロ) 左欄のイ、ロ、ハのいずれかに該当するものうち、発注者から直接請け負い、その金額が4,500万円以上であるものに関し、2年以上の指導監督的な実務経験を有する者 ハ) 国土交通大臣がイまたはロと同等以上の能力を有するものと認定した者
欠格要件 (法第8条) (法第17条)	許可申請書またはその添付書類中に重要な事項について虚偽の記載があり、また重要な事実の記載が欠けているとき 次のいずれかに該当するとき 1 成年被後見人、被保佐人または破産者で復権を得ない者（法人の役員、支配人、営業所の長を含む） 2 不正の手段により許可を受けた場合、または営業停止処分に違反したことによりその許可を取り消されて5年を経過しない者（法人の役員、支配人、営業所の長を含む） 3 許可の取消し処分を免れるために廃業の届出を行い、その届出の日から5年を経過しない者（法人の役員、支配人、営業所の長を含む） 4 上記3の届出があった場合に、許可の取消し処分に係る弔問の通知の前60日以内に当該法人の役員等または個人の使用人であった者で、当該届出の日から5年を経過しない者（法人の役員等及び個人の使用人を含む） 5 営業の停止を命ぜられ、その停止の期間が経過しない者 6 営業を禁止され、その禁止の期間が経過しないもの（法人の役員、支配人、営業所の長を含む） 7 金庫以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、またはその刑を受けることがなくなった日から5年を経過しないもの（法人の役員、支配人、営業所の長を含む） 8 建設業法または一定の法令の規定に違反して罰金の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、またはその刑を受けることがなくなった日から5年を経過しない者（法人の役員、支配人、営業所の長を含む） 9 営業に関し成年者と同一の能力を有しない未成年者でその法定代理人が1から8のいずれかに該当する者		

※特定建設業許可の財産的基礎要件について

特定建設業の許可更新にあたり、直前の決算期における財務諸表の内容が上記の基準を満たしていない場合、許可の更新はできません。更新申請にあたって財産的基礎要件を満たさない場合は、申請手続等について事前にご相談下さい。

2. 大臣許可の申請

大臣許可の申請は、主たる営業所の所在地を管轄する県知事を経由して申請となります。申請から許可までの流れは以下の図のとおりです。



【申請区分と許可手数料】

申請区分	申請内容	登録免許税又は許可手数料の額※
新規	現在有効な許可を受けていない場合	①登録免許税 15万円 ②登録免許税 30万円
許可換え新規	知事許可から大臣許可に換える申請	①登録免許税 15万円 ②登録免許税 30万円
般・特新規	①一般建設業のみを受けている者が新たに特定建設業許可を申請する場合 ②特定建設業のみを受けている者が新たに一般建設業許可を申請する場合	登録免許税 15万円
業種追加	許可業種を追加する場合	①許可手数料 5万円 ②許可手数料 10万円
更新	すでに受けている許可を継続する場合	①許可手数料 5万円 ②許可手数料 10万円
般・特新規+業種追加	般・特新規と業種追加を同時に申請する場合	登録免許税 15万円 及び 許可手数料 5万円
般・特新規+更新	般・特新規と更新を同時に申請する場合	登録免許税 15万円 及び 許可手数料 5万円
業種追加+更新	業種追加と更新を同時に申請する場合	1)業追①+更新② 許可手数料 10万円 2)業追①+更新②又は業追②+更新① 許可手数料 15万円 3)業追②+更新② 許可手数料 20万円
般・特新規+業種追加+更新	般・特新規、業種追加、更新を同時に申請する場合	登録免許税 15万円 及び 許可手数料 10万円

※①：特定または一般のいずれか一方を申請する場合 ②：特定と一般の両方を同時に申請する場合

【登録免許税と許可手数料】

東北地方整備局管内における登録免許税の納入先は以下のとおりです。直接納入するか、日本銀行、最寄りの国税の収納を行う日本銀行歳入代理店及び郵便局で納入することができます。また、許可手数料については、申請書に収入印紙を貼付して下さい。

○登録免許税納入先 仙台国税局仙台北税務署
〒980-8402 仙台市青葉区上杉1-1-1
電話 022-222-8121

【確認資料について】 ※重要！

確認資料とは、許可申請書及び添付書類として定められている提出書類とは別に、申請等の内容を審査するために必要な書類（資料）のことで、この確認資料に基づいて、経営者や技術者の常勤性や営業所の実在性などを審査しています。

許可申請書等を県庁窓口に提出した後、2週間以内に「確認資料」を東北地方整備局建政部計画・建設産業課建設業係あてに直接郵送して下さい。

確認資料の詳細は別表（P6）をご覧ください。なお、提出いただいた確認資料は返却いたしませんので、あらかじめご了承下さい。

○確認資料の送付先・問い合わせ先

〒980-8602

仙台市青葉区二日町9-15

東北地方整備局 建政部 計画・建設産業課 建設業係

電話 022-225-2171（内線 6145、6146）

【大臣許可における標準処理期間について】

大臣許可における標準的な処理期間は、おおむね120日程度（都道府県の事務所等に提出してから東北地方整備局に到達するまで30日程度、到達してから当該申請に対する処分をするまで90日程度）を目安としています。

なお、この期間には形式上の不備の是正等を求める補正に要する期間、審査のために必要な資料提出を求めてから申請者がその求めに応答するまでの期間は含まれません。

3. 許可後の届出等について

許可を受けた後、下記の届出事項に該当する際には、各種変更届出書の提出が必要です。また届出事項によって下記の必要書類に加えて「確認資料」の提出が必要になる場合があります。その場合は、変更届出書の控えの写し（頭の1枚目のみ）を同封の上、必要な確認資料を東北地方整備局に直接郵送して下さい。

届出事項	提出期限	必要書類
【経營業務の管理責任者】 ・経營業務管理責任者の要件を満たす者を欠いたとき	2週間以内	◎届出書（様式第22号の3）
・経營業務管理責任者に変更があったとき		◎経營業務の管理責任者証明書（様式第7号）
・経營業務の管理責任者がその氏名を変更したとき		◎経營業務の管理責任者証明書（様式第7号） ◎戸籍抄本又は住民票の抄本
【営業所の専任技術者】 ・営業所専任技術者の要件を満たす者を欠いたとき	2週間以内	◎届出書（様式第22号の3）
・営業所の専任技術者に変更があったとき		◎専任技術者証明書（様式第8号(1)） ◎新たな技術者の技術資格に関する書面（技術検定合格証明書等）
・営業所専任技術者がその氏名を変更したとき		◎専任技術者証明書（様式第8号(1)） ◎戸籍抄本又は住民票の抄本
【営業所の代表者】 ・新たに営業所の代表者となった者がいるとき	2週間以内	◎変更届出書（様式第22号の2） ◎誓約書（様式第6号） ◎略歴書（様式第12号又は第13号） ◎成年被後見人等に該当しない旨の証明書

【欠格要件】 ・欠格要件に該当したとき	2週間以内	◎届出書（様式第22号の3）
【廃業等】 ・個人事業主が死亡したとき（相続人が届出） ・法人が合併により消滅したとき（役員であった者が届出） ・法人が破産手続開始の決定により消滅したとき（破産管財人が届出） ・法人が合併又は破産手続開始の決定以外の事由により解散したとき（清算人が届出） ・許可を受けた建設業を廃止したとき	30日以内	◎廃業届（様式第22号の4） △登記事項証明書
【事業所の基本情報】 ・商号、名称を変更したとき	30日以内	◎変更届出書（様式第22号の2） △登記事項証明書
・既存の営業所の名称、所在地又は営業所における営業業種を変更したとき		◎変更届出書（様式第22号の2） △登記事項証明書 ◎許可申請書（様式第1号）別表
・資本金額（出資金額）に変更があったとき		◎変更届出書（様式第22号の2） △登記事項証明書 △株主（出資者）調書（様式第14号）
・法人の役員、個人の事業主及び支配人の氏名に変更があったとき		◎変更届出書（様式第22号の2） △登記事項証明書 ◎許可申請書（様式第1号）別表
・営業所の新設を行ったとき		◎変更届出書（様式第22号の2） ◎誓約書（様式第6号） ◎専任技術者証明書（様式第8号(1)） ◎新たな技術者の技術資格に関する書面（技術検定合格証明書等） ◎許可申請書（様式第1号）別表 ◎成年被後見人等に該当しない旨の証明書
・新たに役員、支配人となった者があるとき	◎変更届出書（様式第22号の2） ◎誓約書（様式第6号） ◎略歴書（様式第12号又は第13号） ◎許可申請書（様式第1号）別表 ◎成年被後見人等に該当しない旨の証明書	
【決算報告】 ・事業年度を経過したとき	事業年度経過後4月以内	◎変更届出書（建設業許可事務ガイドライン別紙8） ◎工事経歴書（様式第2号） ◎直前3年の各事業年度における工事施工金額（様式第3号） ◎＜法人の場合＞ ・貸借対照表（様式第15号） ・損益計算書・完成工事原価報告書（様式第16号） ・株主資本等変動計算書（様式第17号） ・注記表（様式第17号の2） ・附属明細書（様式第17号の3） ・事業報告書（任意様式） ◎＜個人の場合＞ ・貸借対照表（様式第18号） ・損益計算書（様式第19号） （上記に加えて） ◎納税証明書（法人税（法人）、所得税（個人）） △使用人数を記載した書面（様式第4号） △令第3条に規定する使用人の一覧表（様式第11号） △国家資格者等・監理技術者一覧表（様式第11号の2） △定款

◎必ず提出

△変更があった場合提出

◎建設業許可申請等に係る「確認資料」について

建設業の許可申請等の際には、以下の確認資料の提出が必要です。申請等の区分に応じて整理しましたので、チェックリストとしてもご活用ください。

		申請・届出の区分							
		許可		変更届出書					
		新規・許可換え新規・更新	般特新規・業種追加	経営業務の管理責任者証明書	専任技術者証明書(新規・変更)	営業所の所在地変更	営業所の新設	営業所の業種追加	令3条使用人の変更
○確認資料について ・「確認資料」とは、平成16年4月以降、各都道府県における営業所調査の廃止に伴い、東北地方整備局において経管者や技術者の常勤性、営業所の実在性などを審査・確認するために必要な資料です。 ・許可申請書、変更届出書を県庁窓口へ提出した後、2週間以内に東北地方整備局建設部計画・建設産業課建設業係まで直接郵送してください。 ・確認資料は、営業所ごとにとりまとめて提出してください。 ・提出いただいた確認資料は返却いたしません。あらかじめご了承ください。 (◎：必ず提出 △：必要に応じて提出) ・確認資料の送付先・問い合わせ先 〒980-8602 仙台市青葉区二日町9-15 東北地方整備局 建設部 計画・建設産業課 建設業係 電話 022-225-2171 (内線 6145、6146)									
申請・届出に際して提出が必要な確認資料	経営業務の管理責任者	<input type="checkbox"/> 住民票 (居所が住民票の住所と異なる場合には以下の資料)	◎	◎	◎				
	<input type="checkbox"/> 現住居の賃貸借契約書の写し	△	△	△					
	<input type="checkbox"/> 公共料金等の領収書の写し								
	<input type="checkbox"/> 健康保険被保険者証の写し	◎	◎	◎					
	(経営業務管理経験を証明する書類として)								
	<input type="checkbox"/> 法人の役員の場合は、登記簿謄本、履歴事項全部証明書、閉鎖登記簿謄本(必要期間分)	◎	◎	◎					
	<input type="checkbox"/> 令第3条の使用人の場合は、必要期間分の許可証明書及び変更届出書の写し								
	(法第7条第1号イ又はロの期間を証明として以下のいずれか)								
	<input type="checkbox"/> 許可通知書の写し(必要期間分)	◎	◎	◎					
	<input type="checkbox"/> 請負契約書、注文書・注文請書、請求書等の写し(期間通年分)								
営業所専任技術者	<input type="checkbox"/> 住民票 (居所が住民票の住所と異なる場合には以下の資料)	◎	◎		◎		◎	◎	
<input type="checkbox"/> 現住居の賃貸借契約書の写し	△	△		△		△	△		
<input type="checkbox"/> 公共料金等の領収書の写し									
<input type="checkbox"/> 健康保険被保険者証の写し	◎	◎		◎		◎	◎		
(技術者の資格が実務経験の場合、経験期間の確認資料として)									
<input type="checkbox"/> 証明者の許可通知書の写し(必要期間分)									
<input type="checkbox"/> 期間通年分の請負契約書等の写し(証明者が無許可の場合)	◎	◎		◎		◎	◎		
(特定建設業の場合、指導監督の実務経験の確認資料として)									
<input type="checkbox"/> 証明者の許可通知書の写し(必要期間分)									
<input type="checkbox"/> 期間通年分の請負契約書等の写し(証明者が無許可の場合)									
令3条使用人	<input type="checkbox"/> 住民票 (居所が住民票の住所と異なる場合には以下の資料)	◎	◎				◎	◎	
<input type="checkbox"/> 現住居の賃貸借契約書の写し	△	△				△	△		
<input type="checkbox"/> 公共料金等の領収書の写し									
<input type="checkbox"/> 健康保険被保険者証の写し	◎	◎				◎	◎		
(本人に代表権がない場合)									
<input type="checkbox"/> 見積、入札、契約等の権限に関する委任状	△	△				△	△		
主たる従たる営業所	<input type="checkbox"/> 営業所所在地付近の案内図 (営業所の写真として以下のすべて)	◎				◎	◎		
<input type="checkbox"/> 営業所の全景がわかるもの									
<input type="checkbox"/> 営業所の看板及び入口が一緒に写っているもの	◎					◎	◎		
<input type="checkbox"/> 執務室内の状況が確認できるもの									
<input type="checkbox"/> 建設業法第40条に規定する標識を掲示した部分がわかるもの									
<input type="checkbox"/> 営業所がビル内にある場合には、フロア案内等									
(建物の所有状況が確認できる資料として)									
<input type="checkbox"/> 自社所有の場合、建物の登記簿謄本又は固定資産物件証明書等									
<input type="checkbox"/> 賃貸の場合、賃貸借契約書の写し(賃貸借期間が自動継続等で確認できない場合には、直近3ヶ月分の賃貸料支払いが確認できるものも併せて提出)	◎					◎	◎		

4. 許可証明書の発行について

入札参加資格等の際に必要な、現に建設業の許可を有していることの「許可証明書」を発行しています。

東北地方整備局管内の大臣許可については、下記の許可証明願の様式と切手を貼付した返信用封筒を同封の上、東北地方整備局建政部計画・建設産業課建設業係までお送りください。

なお、発行手数料は無料となっております。発行には証明願到達から1週間前後かかりますので、あらかじめご了承ください。

(許可証明願 様式と記載例 A4)

平成〇年〇月〇日

国土交通省

東北地方整備局建政部

計画・建設産業課長 殿

所在地 〇〇県△△市××××

商号 東北地方建設(株)

代表者 東北 太郎 印

建設業許可証明願

下記のとおり、建設業法第3条の規定により許可を受けていることを証明してください。

記

許可番号 国土交通大臣(般特一〇〇)第△△△号

許可年月日 平成〇〇年〇〇月〇〇日

許可を受けた

建設業の種類

特定建設業

土木工事業

建築工事業

一般建設業

左官工事業

内装仕上工事業

【許可申請書と添付書類一覧】

様式番号	書類の名称	要◎ 否×		省略可能な書類（※1）									
		法人の場合	個人の場合	新規	許可換え新規	一般特新規	業種追加	更新	一般特新規+業種追加	一般特新規+更新	業種追加+更新	一般特新規+業種追加+更新	
第1号	建設業許可申請書	◎	◎										
	別表	◎	◎										
第2号	工事経歴書	◎	◎		○			○				◇	
第3号	直前3年の各事業年度における工事施工金額	◎	◎		○			○					
第4号	使用人数	◎	◎		○			○					
第6号	誓約書	◎	◎										
第7号	経営業務の管理責任者証明書	◎	◎										
第8号(1)	専任技術者証明書（新規・変更）	◎	◎										
第8号(2)	〃（更新）	◎	◎	-	-	-							
—	技術検定合格証明書等の資格証明書	◎	◎					○				◇	
	卒業証明書	◎	◎										◇
第9号	実務経歴証明書	◎	◎					○				◇	
第10号	指導監督的実務経歴証明書	◎	◎					○				◇	
第11号	令第3条に規定する使用人の一覧表	◎	◎										
第11号の2	国家資格者等・監理技術者一覧表（新規・変更・追加・削除）	◎	◎				□	○	○	□	□	○	□
第12号	許可申請者（法人の役員・本人・法定代理人）の略歴書	◎	◎										
—	許可申請者が、成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書（後見登記等に関する法律（平成11年法律第152号）第10条第1項に規定する登記事項証明書をいう）												
	許可申請者が、民法の一部を改正する法律（平成11年法律第149号）附則第3条第1項又は第2項の規定により成年被後見人又は被保佐人とみなされる者に該当せず、また、破産者で復権を得ないものに該当しない旨の市町村の長の証明書	◎	◎										
第13号	令第3条に規定する使用人の略歴書	◎	◎										
—	令第3条に規定する使用人が、成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書（後見登記等に関する法律（平成11年法律第152号）第10条第1項に規定する登記事項証明書をいう）												
	令第3条に規定する使用人が、民法の一部を改正する法律（平成11年法律第149号）附則第3条第1項又は第2項の規定により成年被後見人又は被保佐人とみなされる者に該当せず、また、破産者で復権を得ないものに該当しない旨の市町村の長の証明書	◎	◎										
—	定款	◎	×					○	△	○		△	
第14号	株主（出資者）調書	◎	×					○	△	○		△	
第15号	貸借対照表	◎	×					○	○	○		○	
第16号	損益計算書 完成工事原価報告書	◎	×					○	○	○		○	
第17号	株主資本等変動計算書	◎	×					○	○	○		○	
第17号の2	注記表	◎	×					○	○	○		○	
第17号の3	附属明細書（※2）	◎	×					○	○	○		○	
第18号	貸借対照表	×	◎					○	○	○		○	
第19号	損益計算書	×	◎					○	○	○		○	
—	登記事項証明書	◎	◎					○	△	○		△	
第20号	営業の沿革	◎	◎					○		○			
第20号の2	所属建設業者団体	◎	◎					○	△	○		△	
—	納税証明書（納付すべき額及び納付済額）（※3）	◎	◎					○	○	○		○	
第20号の3	主要取引金融機関名	◎	◎					○	△	○		△	

（※1）省略可能な書類の記号について

○・・・省略可能

△・・・変更がなければ省略可能

□・・・一般建設業の許可のみを受けている者が、特定建設業の許可を申請する場合を除き省略可能

◇・・・更新申請する許可業種については省略可能

（※2）資本の額が1億円超又は最終の貸借対照表の負債合計が200億円以上の株式会社が対象

（※3）申請者が法人の場合は法人税の、個人の場合は所得税の納税証明書を添付

※※ 一覧表上、省略可能な書類についても、審査の内容等により提出していただく場合があります。

※※ 平成20年4月1日より、法定添付書類（成年被後見人等に該当しない旨の証明書）が追加になりました。

許可申請並びに変更届出書提出の際はご注意ください。

【建設業許可申請に係る個人情報の利用目的等】

国土交通大臣が、建設業法第3条の規定に基づき提出される建設業の許可の申請書（同法第6条に基づく許可申請書の添付書類及び第11条（第17条で準用するものを含む。）に基づく変更等の届出書を含む。以下「許可申請書等」という。）により取得する個人情報は、次のとおり利用し、第三者に提供します。

なお、許可申請書類等の内容を確認するために提出していただく許可申請書等以外の資料により取得する個人情報については、許可申請の審査事務のみに利用し、他の目的で利用又は提供することはありません。

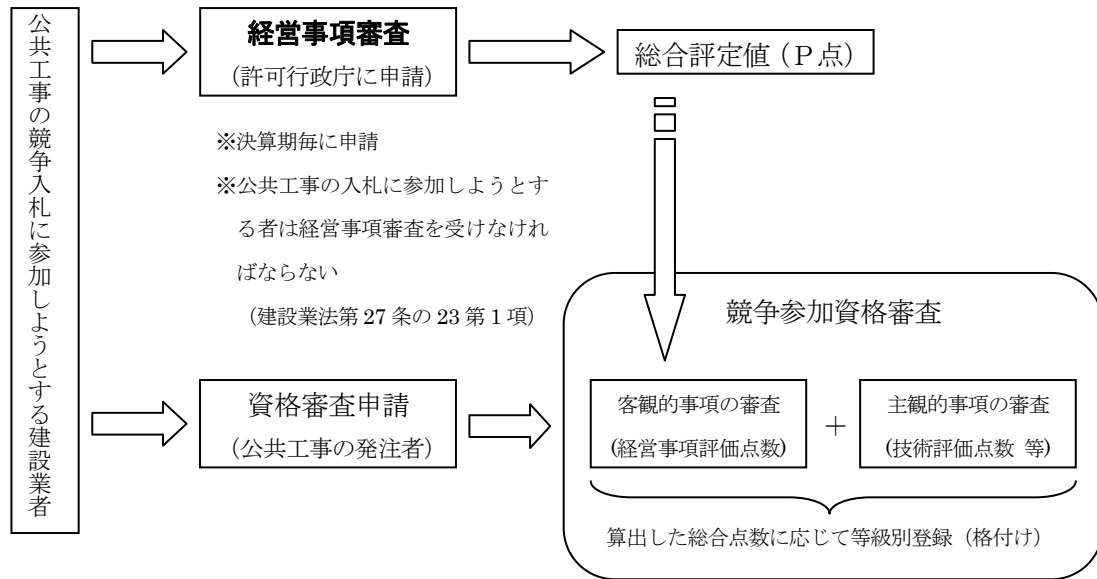
1. 許可申請の審査事務（国土交通大臣及び都道府県知事が行う許可審査事務において相互に利用する場合があります。）
2. 建設業の許可を受けた者に対する指導監督等の事務
3. 許可申請書等の閲覧
4. 国、地方公共団体及び建設業法施行令第27条の2に規定する法人が行う建設工事の発注業務について必要となる情報の提供（公共工事発注支援データベースシステムにより提供するものを含みます。）
5. 行政機関が保有する個人情報の保護に関する法律第8条第2項に規定による次の利用又は提供
 - ①本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき
 - ②国土交通大臣が法令に定める所掌事務の遂行に必要な限度で利用するとき
 - ③他の行政機関、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人が、法令の定める事務又は業務の遂行に必要な限度で利用するとき
 - ④専ら統計の作成又は学術研究の目的のための提供するとき
 - ⑤本人以外の者に提供することが明らかに本人の利益になるとき
 - ⑥その他提供することについて特別の理由があるときの提供

II 経営事項審査について

1. 経営事項審査の概要

経営事項審査とは、国や地方公共団体などが発注する公共工事を直接請け負おうとする建設業者が必ず受けなければならない審査です。

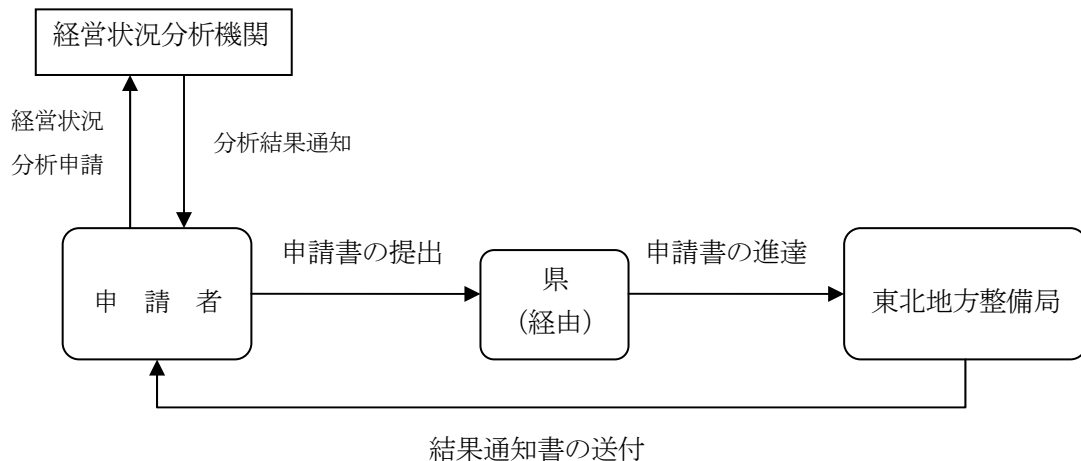
公共工事の各発注機関では、入札参加資格審査を行うにあたって客観的事項（経営事項審査）と主観的事項により審査を行い、等級別登録（格付け）を行っています。



2. 経営事項審査の申請

経営事項審査の申請は、経営状況分析による結果通知書を受けた後、主たる営業所の所在地を管轄する県知事を経由して申請となります。

申請から結果通知までの流れは以下の図のとおりです。



◎経営事項審査申請の際に必要な確認資料について

経営事項審査の申請にあたっては、申請内容の審査のために必要な確認資料が必要です。確認資料は、申請書と一緒に県庁窓口へ提出して下さい。資料内容は以下のとおりです。

なお、確認資料は原則として返却いたしませんので、返却希望の場合は申請時に申し出て下さい。(返信用封筒の同封、着払いによる返送、来庁による回収のいずれかで対応。)

【経営事項審査の確認資料一覧】

①完成工事高の確認－ 1 (以下の両方) <input type="checkbox"/> 審査対象営業年度の消費税確定申告書の控えおよび付表 2 の写し <input type="checkbox"/> 消費税納税証明書 (その 1) の写し
②完成工事高の確認－ 2 <input type="checkbox"/> 工事経歴書に記載されている工事に係る工事請負契約書の写し、または注文書および請書の写し ※審査対象業種ごとに、元請工事・下請工事を通じて金額の高い方から上位 10 件分を提出。 ※記載されている工事の件数が 10 件に満たない場合はすべてを提出。 ※請負代金又は工期に係る変更契約が締結されている場合には、当該契約書等も提出。
③元請完成工事高の確認 (申請対象業種に以下の 3 業種が含まれる場合) <input type="checkbox"/> 「土木一式工事」のうち、「プレストレストコンクリート工事」による完成工事高の内訳を規則様式第 3 号 (直前 3 年の事業年度における工事施工金額) に記載したもの <input type="checkbox"/> 「とび・土工・コンクリート工事」のうち、「法面処理工事」による完成工事高の内訳を規則様式第 3 号 (直前 3 年の事業年度における工事施工金額) に記載したもの <input type="checkbox"/> 「鋼構造物工事」のうち、「鋼橋上部工事」による完成工事高の内訳を規則様式第 3 号 (直前 3 年の事業年度における工事施工金額) に記載したもの ※決算変更届提出の際に添付した規則様式第 3 号において、上記の内訳を記載して提出している場合においては、経審申請時の確認資料としての提出は不要です。
④減価償却実施額の確認 <input type="checkbox"/> 審査対象事業年度及び前審査対象事業年度における法人税申告書別表 (別表 16(1) 及び(2)) の写し、又はその他減価償却額が確認できる資料
⑤技術職員の常勤性の確認 (以下のうちいずれか) <input type="checkbox"/> 健康保険および厚生年金保険に係る標準報酬の決定を通知する書面 (中途採用・退職者については、資格取得・資格喪失について確認できる通知) <input type="checkbox"/> 住民税特別徴収税額を通知する書面の写し
⑥技術職員の資格の有無の確認 (以下のうち該当するもの) <input type="checkbox"/> 資格検定もしくは資格試験の合格証 <input type="checkbox"/> その他の資格を証明する書面等の写し (登録基幹技能者講習修了証、実務経験証明書等) <input type="checkbox"/> 監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証の写し
⑦雇用保険加入の有無の確認 (以下の両方) <input type="checkbox"/> 労働保険概算・確定保険料申告書の控え <input type="checkbox"/> 上記により申告した保険料の納入に係る領収済通知書の写し
⑧健康保険及び厚生年金保険の加入の有無の確認 <input type="checkbox"/> 健康保険および厚生年金保険の保険料の納入に係る領収証書の写し、または納入証明書の写し
⑨建設業退職金共済制度加入の有無の確認 <input type="checkbox"/> 建設業退職金共済事業加入・履行証明書 (経営事項審査用) の写し

<p>⑩企業年金制度又は退職一時金制度導入の有無の確認 (以下のうちいずれか)</p> <p><input type="checkbox"/> 厚生年金基金への加入を証明する書面</p> <p><input type="checkbox"/> 適格退職年金契約書</p> <p><input type="checkbox"/> 確定拠出年金運営管理機関の発行する確定拠出年金への加入を証明する書面</p> <p><input type="checkbox"/> 確定給付企業年金の企業年金基金の発行する企業年金基金への加入を証明する書面</p> <p><input type="checkbox"/> 資産管理運用機関との間の契約書の写し</p> <p><input type="checkbox"/> 中小企業退職金共済制度もしくは特定退職金共済団体制度への加入を証明する書面</p> <p><input type="checkbox"/> 労働基準監督署長の印のある就業規則、または労働協約の写し</p>
<p>⑪法定外労働災害補償制度加入の有無の確認 (以下のうちいずれか)</p> <p><input type="checkbox"/> (財)建設業福祉共済団、(社)全国建設業労災互助会、全国中小企業共済協同組合連合会、または(社)全国労働保険事務組合連合会の労働災害補償制度への加入を証明する書面</p> <p><input type="checkbox"/> 労働災害総合保険もしくは準記名式の普通傷害保険の保険証券の写し</p>
<p>⑫防災協定の締結の有無の確認</p> <p><input type="checkbox"/> 国、特殊法人等、又は地方公共団体と締結している防災協定の写し</p> <p><input type="checkbox"/> 社団法人等の団体が国、特殊法人等又は地方公共団体との間に防災協定を締結している場合は、当該団体に加入していることを証する書類および申請者が防災活動に一定の役割を果たすことが確認できる書類(当該団体の活動計画書や証明書等)</p>
<p>⑬監査の受審状況の確認</p> <p><input type="checkbox"/> 有価証券報告書若しくは監査証明書の写し</p> <p><input type="checkbox"/> 会計参与報告書の写し</p> <p><input type="checkbox"/> 建設業の経理実務の責任者のうち公認会計士、会計士補、税理士及びこれらとなる資格を有する者、1級登録経理試験に合格した者のいずれかに該当する者が経理処理の適正を確認した旨の書類に自らの署名を付したものの、及び該当者との雇用関係が確認できる資料(上記④と同様の資料)</p>
<p>⑭公認会計士等の資格の有無の確認</p> <p><input type="checkbox"/> 公認会計士、会計士補および税理士ならびにこれらとなる資格を有することを証する書類の写し</p> <p><input type="checkbox"/> 建設業1級登録経理試験、または2級試験の合格証の写し</p> <p><input type="checkbox"/> 上記有資格者との雇用関係が確認できる資料(上記④と同様の資料)</p>
<p>⑮研究開発費の確認</p> <p><input type="checkbox"/> 建設業法施行規則別記様式第17号の2による注記表の写し、または研究開発費の額が確認できる資料(有価証券報告書等)</p>

3. 経営事項審査の手数料

経営規模等評価の審査と総合評定値の通知に係る手数料は、以下により算出します。手数料は、申請書への収入印紙の貼付により納入することになります。

①経営規模等評価の申請に係る手数料

8,100円 + 2,300円 × 審査を受けようとする許可業種数

②総合評定値の請求に係る手数料

400円 + 200円 × 通知を受けようとする許可業種数

4. 経営事項審査の有効期間

経営事項審査の有効期間は、審査基準日(経営事項審査を申請しようとする日の直前の営業年度の終了日)から1年7ヶ月です。継続的に入札に参加して公共工事を請け負うためには、決算終了後7ヶ月以内に新たな結果通知書を受けなければなりません。

有効期間が切れ、空白期間が生じると公共工事の契約が出来なくなりますので、十分ご注意ください。

5. 再審査の申立

経営規模等評価の結果について意義がある場合には、結果通知を受けた日から 30 日以内に再審査の申立をすることが出来ます。再審査の申立に係る手数料は無料です。ただし、総合評定値の通知を請求していなかった方が、再審査申立の際に総合評定値の請求も併せて行う場合には、手数料が必要となります。

6. 審査結果の閲覧

経営事項審査の審査結果は、各許可部局で閲覧できるほか、インターネット上でも公表しています。

(財)建設業情報管理センターURL : <http://www.ciic.or.jp/>

【経営事項審査（経営規模等評価及び総合評定値）申請に係る個人情報の利用目的等】

国土交通大臣が、建設業法第 27 条の 26 の規定に基づき提出される経営規模等評価の申請書及び第 27 条の 29 の規定に基づき提出される総合評定値の請求（以下「経営規模等評価申請等」という。）により取得する個人情報は、次のとおり利用し、第三者に提供します。

なお、経営規模等評価申請等の内容を確認するために提出していただく経営規模等評価等申請書以外の資料により取得する個人情報については、経営規模等評価申請等の審査事務のみに利用し、他の目的で利用又は提供することはありません。

1. 経営規模等評価申請等の審査事務
2. 経営規模等評価申請等を行った者に対する指導監督等の事務

【経営事項審査（経営規模等評価及び総合評定値）の審査結果に係る個人情報の利用目的等】

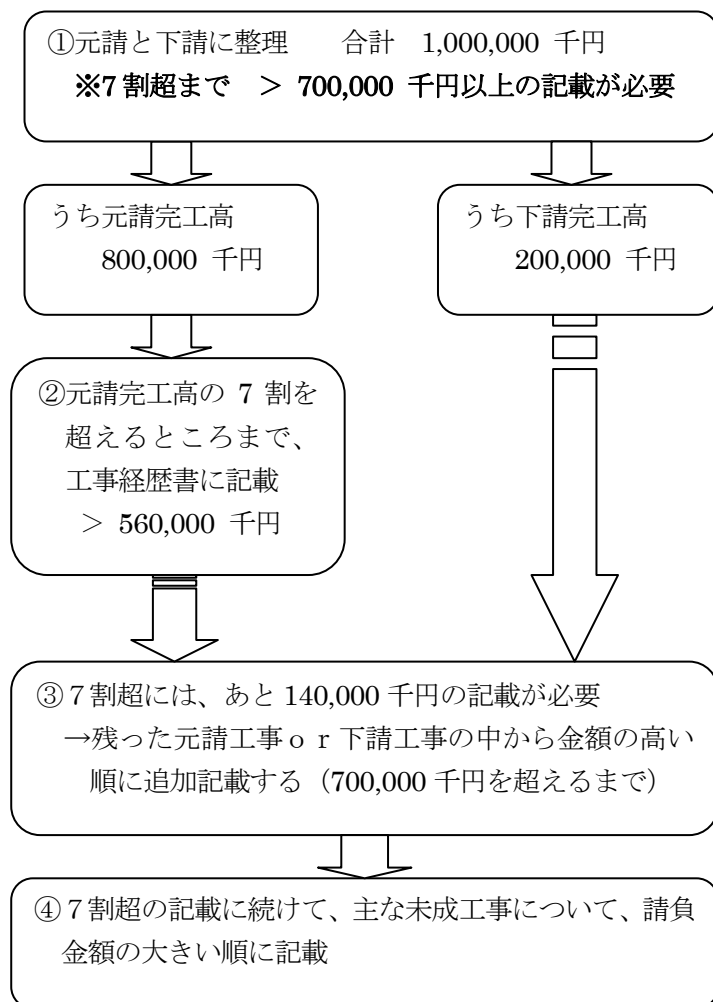
国土交通大臣が、建設業法第 27 条の 26 の規定に基づき提出された経営規模等評価の申請及び第 27 条の 29 の規定に基づき提出される総合評定値の請求により提出された申請等の審査結果（以下「経営規模等評価審査結果」という。）を作成する個人情報は、次のとおり利用し、第三者に提供します。

1. 国、地方公共団体及び建設業法施行令第 27 条の 2 に規定する法人に対する経営規模等評価審査結果の通知（公共工事発注支援データベースシステムにより提供するものを含みます。）
2. 経営規模等評価審査結果の公表及び閲覧（公表及び閲覧は、財団法人建設業情報管理センターに委任しており、同センターにおいて行っております。）
3. 経営規模等評価審査結果を受けた者に対する指導監督等の事務
4. 行政機関が保有する個人情報の保護に関する法律第 8 条第 2 項に規定による次の利用又は提供
 - ①本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき
 - ②国土交通大臣が法令に定める所掌事務の遂行に必要な限度での利用するとき
 - ③他の行政機関、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人が、法令の定める事務又は業務の遂行に必要な限度で利用するとき
 - ④専ら統計の作成又は学術研究の目的のために提供するとき
 - ⑤本人以外の者に提供することが明らかに本人の利益になるとき
 - ⑥その他提供することについて特別の理由があるときの提供

○経営事項審査を申請する場合の工事経歴書の記載方法について（イメージ）

例)

建設工事の種類「土木一式工事」における完成工事高が1,000,000千円するとき



<説明>

- ①工事経歴書には、業種ごとの全体完工高の7割を超えるところまで記載が必要となります。
まずは、完成した工事を「元請」と「下請」に区別して整理します。
(図では、元請が800,000千円、下請が200,000千円に区別)
- ②区別した「元請工事」で、請負金額の大きい順に、整理した元請工事の7割を超えるところまで必要事項を記載します。
(図では、うち元請合計が800,000千円なので、その7割の560,000千円以上を記載)
- ③土木工事全体の7割は700,000千円なので、②の記載額に加え140,000千円の追加記載が必要になります。②で記載した後に残った元請工事か、区別しておいた下請工事の請負代金の大きい順に、700,000千円を超えるところまで追加記載していきます。
- ④7割超の記載後に、主な未成工事を請負代金の大きい順に記載します。

直前3年の各事業年度における工事施工金額

（単位：千円）

事業年度	注文者の区分		許可に係る建設工事の施工金額				その他の建設工事の施工金額	合計
			PC工事	法面処理工事	綱橋上部工事	工事		
第○期 平成○年○月○日から 平成○年○月○日まで	元請	公共	100,000	10,000	200,000	各内訳として、該当する工事の完成工事高を記入		
		民間	0	3,000	0			
	下請		30,000	7,000	50,000			
	計		130,000	20,000	250,000			
第△期 平成△年△月△日から 平成△年△月△日まで	元請	公共	80,000	20,000	0			
		民間	0	0	0			
	下請		50,000	10,000	0			
	計		120,000	30,000	0			
第□期 平成□年□月□日から 平成□年□月□日まで	元請	公共	60,000	15,000	80,000			
		民間	0	0	0			
	下請		50,000	10,000	20,000			
	計		110,000	25,000	100,000			
第 期 平成 年 平成 年	公 共							
第 期 平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで	元請	公共						
		民間						
	下請							
	計							
第 期 平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで	元請	公共						
		民間						
	下							
	計							

各審査対象事業年度（2年平均であれば2期分、3年平均であれば3期分）ごとに記載する

3年平均とする場合には、「記載要領3」にはよらないでください。

記載要領

- この表には、下請をする日の直前3年間に完成した建設工事の請負代金の額を記載すること。
- 「許可に係る建設工事の施工金額」の欄は、許可に係る建設工事の種類ごとに区分して記載すること。
- 申請をする日の2年前の日の属する事業年度以前の事業年度に係る工事施工金額は、それぞれ「合計」の欄のみ記載すること。
- 記載すべき金額は、千円単位をもつて表示すること。
ただし、会社法（平成17年法律第86号）第2条第6号に規定する大会社にあつては、百万円単位をもつて表示することができる。この場合、「（単位：千円）」とあるのは「（単位：百万円）」として記載すること。